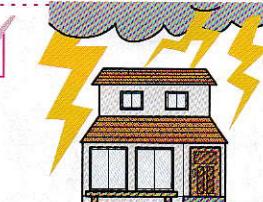


## 対象となる事故



**火災**



**落雷**



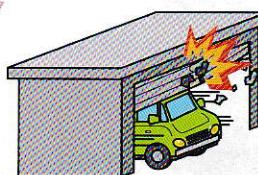
**破裂・爆発**

※凍結による水道管の破裂は除きます



**建物外部からの物体の落下飛来等**

※自然災害の事故による損害は除きます



**建物内部での車両の衝突等**

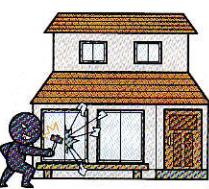
※自然災害の事故による損害は除きます



**給排水設備の事故による水濡れ**

※自然災害の事故による損害は除きます

※蛇口の閉め忘れ、老朽化などは対象外です



**盗難によるき損・汚損**



**騒乱による破壊損害**

**自然災害の事故による損害は火災共済では対象外です。**

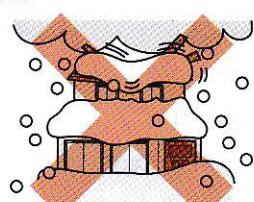
**風水害**



**土砂崩れ**



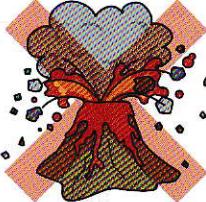
**雪害**



**地震**



**噴火**



**津波**



※原因が自然災害によるものは、総合共済の対象事故となります。

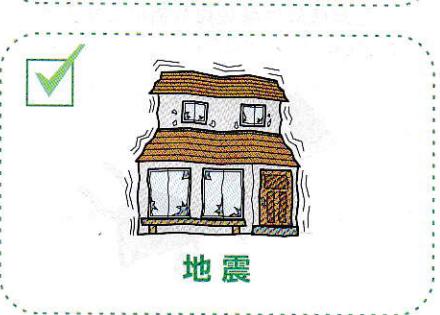
※地震等(地震・噴火・津波)により火災(半焼以上)となった場合は、地震火災費用共済金が支払われます。(火災共済のみ。加入金額の5%)

※建物の欠陥及び経年劣化が原因による損害は対象となりません。

※戦争・革命等によって生じた損害および共済目的の紛失・盗難は対象となりません。

# 総合共済

## 対象となる事故



※総合共済は、「居住の用に供する建物」、「耐火造の建物（土蔵など開口部が極小な建物）」、「住宅と従的な関係にある集会場・公民館」のみがご加入できます。

※自然災害（地震等除く）の事故による損害は1万円を超える損害から支払対象となります。（損害割合80%未満の場合は、損害額から共済価額の5%または1万円のいずれか小さい額を差し引きます。）

※地震等（地震・噴火・津波）の事故による損害は損害割合が5%以上（家具類は70%以上）の場合に支払対象となります。（加入金額（共済金額）の50%が支払い限度となります。）

※洪水等による浸水被害は、床上浸水以上の場合に支払対象となります。

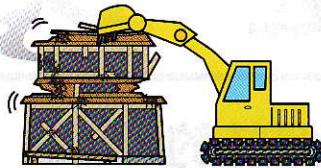
※建物の欠陥及び経年劣化が原因による損害は対象となりません。

※戦争・革命等によって生じた損害および共済目的の紛失・盗難は対象となりません。

# 充実の費用共済金

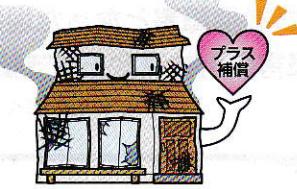
## ▶ 残存物取片付け費用共済金

取り壊し費用、残存物の取片付け清掃費用として、損害共済金の10%（実費を限度）を支払います。（地震等の事故による損害を除きます。）



## ▶ 特別費用共済金

火災などの事故及び風災、雪災、ひょう災、水災の事故で全損（損害割合80%以上）したときに、加入金額の10%（1棟200万円限度）を支払います。（地震等の事故による損害を除きます。）



## ▶ 地震火災費用共済金

火災共済に加入していて地震、噴火及び津波が原因で半焼以上になったときに、加入金額の5%を支払います。



## ▶ 水道管凍結修理費用共済金

水道管のみの凍結損害に対し、その修理費用（10万円限度）を支払います。



## ▶ 失火見舞費用共済金

火災、破裂・爆発により、加入者が火元となり隣家など第三者の所有物を滅失、き損・汚損させた場合に加入者に見舞金費用として1被災世帯50万円（1事故、加入金額×20%限度）を支払います。



## ▶ 損害防止費用共済金

消火剤の詰替など火災の防止、軽減に要した費用（実費を限度）を支払います。

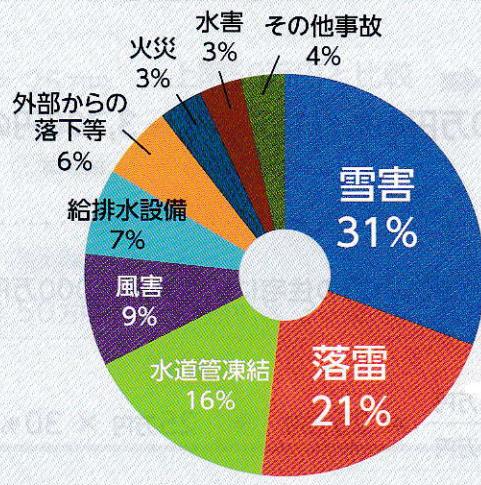


## 支払実績 令和元年～令和5年の5年間

### －全国の災害の発生状況－

- R1 (8月) 九州北部豪雨
- (9月) 令和元年房総半島台風
- R2 (7月) 豪雨（九州～中部地方）
- R3 (2月) 福島県沖地震（震度6弱）
- (7月) 伊豆山土砂災害
- (8月) 集中豪雨（九州北部～中国・中部地方）
- R4 (3月) 福島県沖地震（震度6強）

### －広島県の被害種類別－



### 落雷の主な被害品目



- テレビ
- 分配器（ブースター、ミキサー）
- 給湯器（ボイラー、温水器）
- 井戸ポンプ（水中ポンプ）
- 電話機（FAX付きなど）

### 損害額別

件数



- 1～30万円未満
- 30～50
- 50～100
- 100～500
- 500万円以上

近年は、豪雨、土砂崩れ、雪害など自然災害が多発する傾向にあります。

また、損害額のうち30万円未満のものが68.0%、50万円未満のものが79.0%を占めています。

## Q. NOSAIの建物共済は、掛け捨てだから掛金がもったいない…。

### A 掛け捨てのない共済(保険)はありません。

NOSAIの建物共済は、事故がなければ掛け捨てになる補償型の短期共済(1年契約)です。それが、「掛金が安い」「経済変動に強い」などの長所にもなっています。

積立型の長期共済も、事故がなければそれに見合う補償部分の掛け捨てとなります。

また、事故があれば積み立て部分の掛け捨てになりますから、掛け捨て部分のない共済(保険)はありません。

#### 経済変動に強い

NOSAIの建物共済は、契約期間が1年の短期共済です。その為物価上昇などの経済変動に応じて補償額を見直すことができます。長期共済(保険)では、見直すことが難しいのでインフレなどがあると、建物の値上がりに応じた損害額を補てんすることができません。

また、子供が生まれた(独立した)などで家族構成に変化があった場合にも見直しが容易です。

補償型 《短期》	補償部分	事務費	
積立型 《長期》	補償部分	事務費	積立部分
	← 掛け捨て →		← 貯蓄 →

## Q. 台風で建物が被害を受けました。

本格的に修理するまでの間、ブルーシートでの応急処置や仮復旧工事が必要になったのですが、修理代とあわせて補償してもらえますか。

### A 申し訳ありません。応急処置や仮復旧工事は補償の対象となりません。

NOSAIの建物共済は、損害を受けた建物や家具類を補償するもので、応急処置など損害復旧の他にかかる費用は補償していません。

#### その他にかかる費用をカバーするには

- 臨時費用担保特約～応急処置、仮復旧工事、見積手数料、仮住まい費用など、臨時の出費に備える特約です。  
(1棟1事故ごとに250万円限度)  
※お申し出が必要です。
- 残存物取片付け費用共済金～損害を受けた建物や家具類の取片付け費用、清掃費用をお支払いします。  
(損害共済金の10%または実費を限度)  
※自動付帯されています。お申し出は不要です。
- 水道管凍結費用共済金～水道管のみの凍結損害に対し、その修理費用をお支払いします。  
(10万円限度)  
※自動付帯されています。お申し出は不要です。

## Q. 自動車の車庫入れに失敗して、自宅の外壁を壊してしまいました。

補償してもらえますか。

### A 故意・重過失でなければ、住宅は火災共済、総合共済のいずれにご加入でも補償の対象となります。(自動車はNOSAIの建物共済では補償の対象外です。)

車両が跳ね飛ばした小石やボールが飛んできて窓ガラスが割れた場合など、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等や建物内部での車両の衝突等の損害も補償の対象となります。

台風等の暴風や土砂崩れなど自然災害による飛来・落下物で生じた損害は、総合共済加入の場合に補償の対象となります。